五～七　［略］

八　関税率表第七三・一一項に該当するもの

九　関税率表第七三一四・一二号に該当するもの

十　関税率表第七三一八・二四号に該当するもの

十一　関税率表第七三二〇・二〇号に該当するもの

十二　関税率表第七三二二・九〇号に該当するもの

十三　関税率表第七三二四・二九号に該当するもの

［新設］

第百十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(30)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第七四・〇七項、第七四・〇八項及び第七四・〇九項に該当するもの

二　関税率表第七四一一・二九号に該当するもの

三　関税率表第七四一五・二一号に該当するもの

［新設］

第百十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(31)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第七五・〇五項及び第七五・〇六項に該当するもの

二　関税率表第七五・〇七項に該当するもの

三　関税率表第七五・〇八項に該当するもの

一～三　［略］

［新設］

第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第七六・〇五項に該当するもの

［新設］

二　関税率表第七六〇六・九二号に該当するもの

［新設］

三　関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

［新設］

四　［略］

五　関税率表第七六・一一項に該当するもの

六　関税率表第七六・一二項に該当するもの

七　関税率表第七六・一三項に該当するもの

八　関税率表第七六一六・一〇号に該当するもの

［新設］

第百二十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(33)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

［新設］

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

［新設］

第百二十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(35)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(二)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

［新設］

二　関税率表第七六一二・一〇号に該当するもの

［新設］

［新設］